

**佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例の手引き**

令和5年7月

県民環境部循環型社会推進課

県土整備部建設・技術課

目 次

1 条例概要	1
(1) 条例の目的	1
(2) 条例の構成	1
2 用語の説明	2
(1) 土砂等とは	2
(2) 埋立て等とは	2
(3) 土砂等の崩落等とは	3
(4) 安全基準とは	3
(5) 特定事業とは	3
3 事業者等の責務等	4
(1) 事業者等の責務	4
①土砂等の埋立て等を行う事業者の責務	4
②土砂等を発生させる事業者の責務	4
③土砂等を運搬する事業者の責務	4
(2) 土地所有者等の責務	5
(3) 安全基準に適合しない土砂などの使用禁止	5
4 条例の許可を要する土砂等の埋立て等とは	6
(1) 許可を要する土砂等の埋立て等	7
(2) 経過措置	10
5 特定事業の許可を申請する場合	11
(1) 許可申請手数料	12
(2) 許可申請書	12
①許可申請書の作成・提出	12
(3) 許可の条件及び基準	17
① 許可の条件	17
② 許可の基準	17
6 特定事業の許可後の手続き	19
(1) 許可を受けた埋立て等の内容を変更する場合（許可、届出）	19
① 変更の許可申請が必要な場合	19
② 変更届出が必要な場合	19
③ 変更の許可	19

④ 変更の届出	21
(2) 土砂埋立て等を行う際に必要な手続き等	22
① 着手の届出	22
② 土砂等の搬入の届出	23
③ 土砂等管理台帳の作成・報告	25
④ 関係書類の保存、閲覧	26
⑤ 標識の掲示等	26
(3) 完了、廃止、休止する場合	28
① 完了、廃止、休止の届出	28
② 県による確認等	29
(4) 地位を承継する場合	29
① 地位承継の届出	29
② 譲受けの許可	30
7 命令・勧告・許可の取り消し等	33
(1) 命令・勧告	33
(2) 許可の取消し及び土砂埋立て等の停止命令	34
8 その他（立入検査等、罰則等）	35
(1) 立入検査等	35
(2) 罰則等	35
9 技術審査編	41

1 条例概要

(1) 条例の目的

佐賀県では、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全及び生活の安全に資することを目的として「佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」(以下、「条例」という。)を定めました。

(2) 条例の構成

この条例の構成は図 1-1 のとおりです。

佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の概要	
第1章 総則 ◆目的（第1条） ・土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全及び生活の安全に資することを目的とする。 ◆定義（第2条） ◆県の責務（第3条） ・土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進する。 ・市町が行う土砂等の埋立て等の適正化に関する施策への技術的な助言、情報の提供その他の必要な協力を行う。 ◆市町の役割（第4条） ・県と連携して土砂等の埋立て等の適正化に関する施策の推進に努める。 ◆事業者の責務（第5条） ・土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落等の発生を未然に防止するよう努めなければならない。 ◆土地所有者等の責務（第6条） ・土砂等の埋立て等を行う者に対し、土地を提供しようとするときは、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び土砂等の崩落等の発生のおそれのないことを確認する。	第2章 安全基準等に適合しない土砂等の使用の禁止 ◆安全基準等に適合しない土砂等の使用の禁止（第7条） 事業者又は土地所有者等は、特定事業を行うに当たって安全基準等に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、又は安全基準等に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行う者に対し土地を提供してはならない。 第3章 特定事業に関する規制 ○許可に関する事項 (1) 特定事業の許可（第8条） (2) 許可の申請（第9条） (3) 許可の基準（第10条） (4) 変更の許可等（第11条） (5) 譲受けの許可等（第20条） ○届出に関する事項 (1) 特定事業の着手の届出（第12条） (2) 土砂等の搬入の届出（第13条） (3) 土砂等管理台帳の作成（第14条） (4) 承継（第19条） ○廃止・完了手続に関する事項 (1) 特定事業の廃止等（第17条） (2) 特定事業の完了（第18条） ○処分に関する事項 (1) 命令（第21条） (2) 許可の取消し等（第22条） (3) 土地所有者等に対する勧告（第23条） ○その他 (1) 関係書類の閲覧（第15条） (2) 標識の掲示等（第16条） (3) 関係書類の保存（第24条） 第4章 雑則 (1) 立入検査等（第25条） (2) 手数料（第26条） (3) 市町条例との調整（第27条） (4) 規則への委任（第28条） 第5章 罰則 (1) 無許可者・命令違反（第29条） 2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金 (2) 立入検査拒否等（第30条） 50万円以下の罰金 (3) 虚偽の届出等（第31条） 30万円以下の罰金 (4) 両罰規定（第32条）

図 1-1 条例の構成

2 用語の説明

(1) 土砂等とは

- ☐ 建設工事などにより発生した土、砂、礫のほか、これらに岩石や化石などの自然物が混入又は付着しているものも該当します。
- ☐ 有価物か無価物かは問いません。
- ☐ 再生骨材、再生土や改良土等も対象となります。
- ☐ 産業廃棄物である汚泥や鉱さいは対象となりません。
(これらは廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処分してください。)

(2) 埋立て等とは

- ☐ 埋立て等とは、埋立て、盛土、たい積をいいます。
 - 埋立て… 周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること
(例) 建設残土等で山間部の谷地を埋め立てる「発生土処分場」など
 - 盛土…… 周辺地盤面より高くなるように土砂を盛ること
(例) 農地や宅地の造成など
 - たい積… (搬出を前提として) 一時的に周辺地盤面より高くなるように土砂を盛ること
(例) ストックヤードやいわゆる「仮置き」など
- ☐ 製品の製造や加工のための原材料については、販売等を目的として品質管理がされており、その販売のために行う一時的なたい積行為も原材料の流出等の防止措置が図られているものとして本条例の対象から除いています。
(例) コンクリート、アスファルト、路盤材、陶器、ガラスなどの原材料、埋立て・盛土用の真砂土
※ 原材料と土砂等が混在、又は隣接してたい積しているものについては、一体として土砂等ととらえることがあります。
- ☐ 試験、検査等のための試料として土砂等の埋立て等を行う行為については、検査試料としての管理がなされていることから本条例の対象から除きます。
- ☐ 次の①から③の埋立て等は本条例の対象から除きます。
 - ① 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第2項及び第7条第14号)
 - ② 汚染土壌処理施設の埋立処理施設
(汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号)
 - ③ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された区域における汚染の除去等の措置
(土壌汚染対策法第6条第1項及び第11条第1項)

(3) 土砂等の崩落等とは

土砂等の埋立て等による土砂等の崩落、飛散及び流出をいいます。

(4) 安全基準とは

①土砂等の安全基準

土壌が有害物質に汚染された場合、その汚染された土壌を吸入等で直接摂取することにより人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、埋め立てる土砂等に適用する「土砂等の安全基準」を定めています。

土砂等の安全基準に適合しない土砂等を埋立てに使用することはできません。

②水質の安全基準

汚染された土壌に含まれる有害物質が雨水などに溶け出し、それにより汚染された地下水等を飲用することなどにより人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、埋め立てた土砂の層と接触した表流水や浸透水に適用する「水質の安全基準」を定めています。

表流水や浸透水の検査を行い、基準不適合が確認された場合、原因調査や支障を除去する措置の実施等が必要となります。

※土砂等の安全基準及び水質の安全基準についてはP36～P39参照

(5) 特定事業とは

□埋立て等を行う区域外の場所から採取された土砂等を使用して行う埋立て等(埋立て、盛土、たい積)であって、その区域の面積が 3,000 m²以上の事業のことを「特定事業」といいます。この区域には、搬入路、保安地帯、事務所などの埋立て等を行わない区域は含みません。

□小規模の埋立て等が複数ある場合、土地の近接性や計画の一体性など種々の要素を勘案して、1つの事業として合計面積で特定事業への該当性を判断する場合がありますので個別に御相談ください。

3 事業者等の責務等

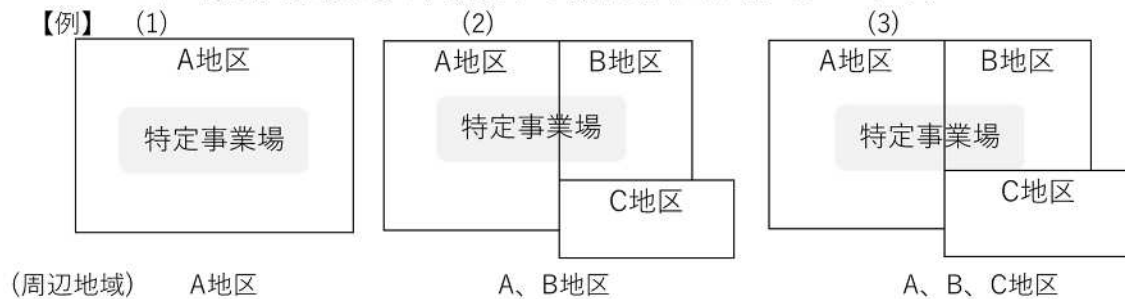
(1) 事業者等の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土壌の汚染や土砂等の崩落等の発生を未然に防止するよう努めなければいけません。

①土砂等の埋立て等を行う事業者の責務

□土砂等の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等を行う区域の周辺地域(※1)の住民の理解を得るように努めなければいけません。(許可申請には、周辺地域住民に対する特定事業についての周知状況を示す書類の添付を必要としています。)

※1 特定事業場を含み、隣接する自治会又は行政区をいいます。



□土壌の汚染や土砂等の崩落等の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければいけません。

□県・市町が実施する土砂等の埋立て等の適正化に関する施策に協力しなければいけません。

②土砂等を発生させる事業者の責務

□土砂等の発生量を抑制するよう努めなければいけません。

□埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、発生させる土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出しないよう努めなければいけません。

※土地の利用履歴等から土壌検査の必要性を適切に判断してください。

※汚染のおそれがないと判断し、土壌検査を行わない場合でも、臭いや目視等何かしらの方法による汚染状況の確認をしてください。

③土砂等を運搬する事業者の責務

□埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、運搬する土砂等の汚染状況を確認し、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬しないよう努めなければいけません。

※土地の利用履歴等から土壌検査の必要性を適切に判断してください。

※汚染のおそれがないと判断し、土壌検査を行わない場合でも、臭いや目視等何かしらの方法による汚染状況の確認をして下さい。

(2) 土地所有者等の責務

□土地の所有者、占有者または管理者は、土砂等の埋立て等を行うものに対して土地を提供しようとするときは、土壌の汚染や土砂等の崩落等の発生のおそれのないことを確認しなければいけません。

□県・市町が実施する土砂等の埋立て等の適正化に関する施策に協力するよう努めなければいけません。

□土地所有者等は、所有し、占有し、または管理する土地で、不適切な埋立て等が行われていることを知ったときには、速やかに県に通報その他必要な措置を講じなければいけません。

※県は、埋立て等によって土壌の汚染や崩落等が発生、又は発生のおそれがある場合には、土地所有者等に災害を防止するために必要な措置を行うよう勧告する場合があります。勧告に従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。

※不適切な埋立て等が行われていることを知りながら、県に通報その他必要な措置を講じなかった場合は、当該特定事業を助けた者として、命令及び罰則の対象となる場合があります。

(3) 安全基準に適合しない土砂などの使用禁止

□事業者又は土地所有者等は、特定事業を行うに当たって安全基準等に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行い、安全基準等に適合しない土砂等を使用して埋立て等を行う者に土地を提供してはいけません。

※条例第8条に定める許可が不要な場合でも、特定事業（埋立て等を行う面積が3,000㎡以上）であれば対象となります。

4 条例の許可を要する土砂等の埋立て等とは

条例の体系図は図4-1のとおり。

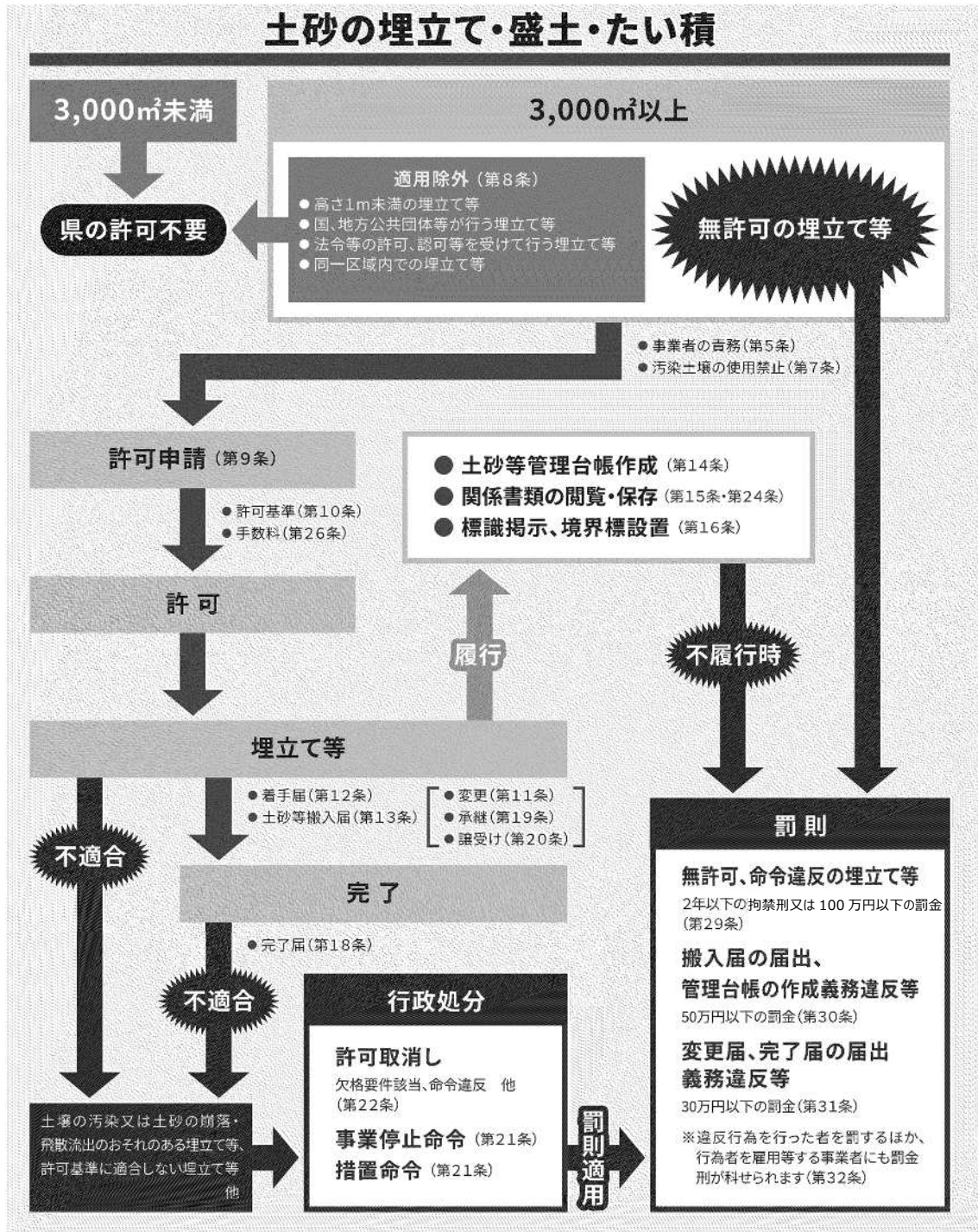


図4-1 条例の体系図

(1) 許可を要する土砂等の埋立て等

土砂等の埋立て等を行う区域の面積が3,000㎡以上の場合は、特定事業に供する区域ごとに、許可を受ける必要があります。

□申請書に記載する施工期間は最大3年を超えてはいけません。

※3年を超えて特定事業を行う場合、許可期間内に次の期間のための許可申請を行い、次の期間の許可を得る必要があります。

□全体計画で事業面積が3,000㎡以上となる場合は許可が必要となります。

※3年毎の埋立て等の面積は3,000㎡未満でも、事業の全体計画が3,000㎡以上である場合、許可が必要になります。

□ただし、以下に該当する事業は許可不要です。

- ・国、地方公共団体、公共的団体が行う埋立て等(表 4-3)
- ・採石法及び砂利採取法の規定により認可された採取計画に基づき、採取された土砂等を販売するために当該認可に係る場所において一時的に行う土砂等の埋立て等
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- ・他の法令の規定による許可等を受けて行う土砂の埋立て等(表 4-4)
- ・埋立て等の高さが1メートル未満である土砂等の埋立て等

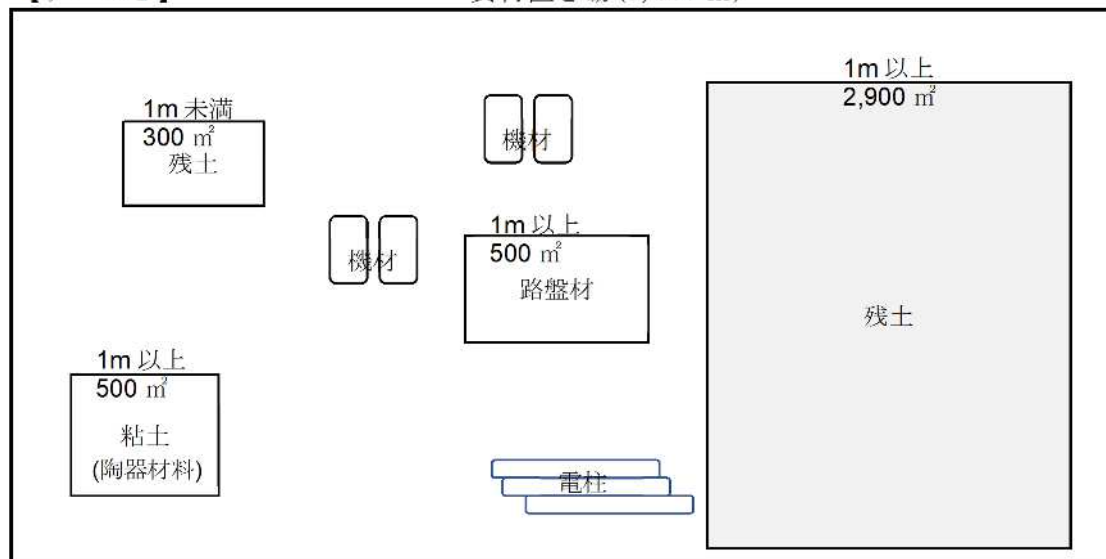
※埋立区域内に埋立て等の高さが1m以上の区域がある場合は、埋立て等の高さ1m未満の区域も含めた埋立区域全体の面積が 3,000 ㎡以上ある場合、許可が必要。

※資材置き場等で残土等のたい積場所が点在する場合は、埋立て等の高さ1m以上の区域があるたい積区域の合計面積が 3,000 ㎡以上ある場合、許可が必要。(図 4-2【ケース 2】)

- ・運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全するために行う土砂等の埋立て等(運動場に砂をまく行為、駐車場に砂利等を入れる行為や田畑に耕作用の表土を入れる行為など)
- ・地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が公の施設の管理として行う土砂の埋立て等
- ・法令又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の埋立て等
- ・前各号に掲げるもののほか知事が認めるもの

【ケース 1】

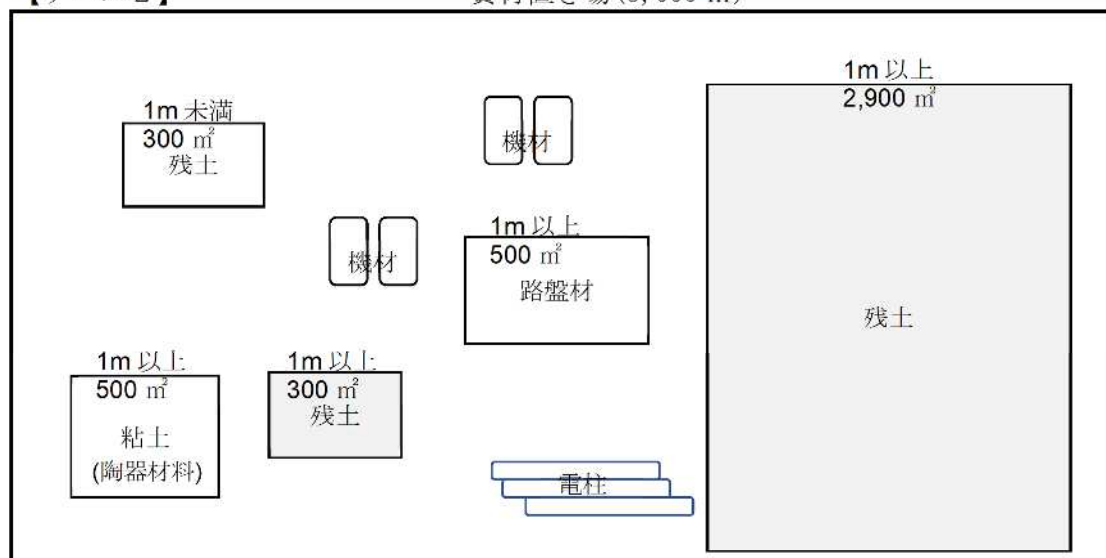
資材置き場(5,000 m²)



●条例の対象となる面積の合計：2,900 m²（許可を要しない）

【ケース 2】

資材置き場(5,000 m²)



●条例の対象となる面積の合計：2,900+300=3,200 m²（許可を要する）

※製品の製造等の原材料である路盤材や粘土等を単独でたい積する行為は埋立て等には該当しませんが、路盤材等と残土を混在又は隣接してたい積している場合は、残土と一体とみなし、合計面積で許可の要否を判断する場合があります。

図 4-2 資材置き場の例

表 4-3 公共的団体

- ・西日本高速道路株式会社 ・日本下水道事業団 ・独立行政法人 ・国立大学法人
- ・大学共同利用機関法人 ・地方住宅供給公社 ・地方道路公社 ・土地開発公社 ・地方独立行政法人
- ・公立大学法人 ・土地改良区
- ・土地改良区連合（土地改良法の規定に基づく土地改良事業を行う場合に限る。）
- ・土地区画整理組合（土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業を行う場合に限る。）
- ・市街地再開発組合（都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業を行う場合に限る。）
- ・国又は地方公共団体が出資金等の 1/2 以上出資している法人であって、国の機関又は地方公共団体と同等以上の土砂の適正処理能力があると知事が認めたもの

表 4-4 他法令の許可等

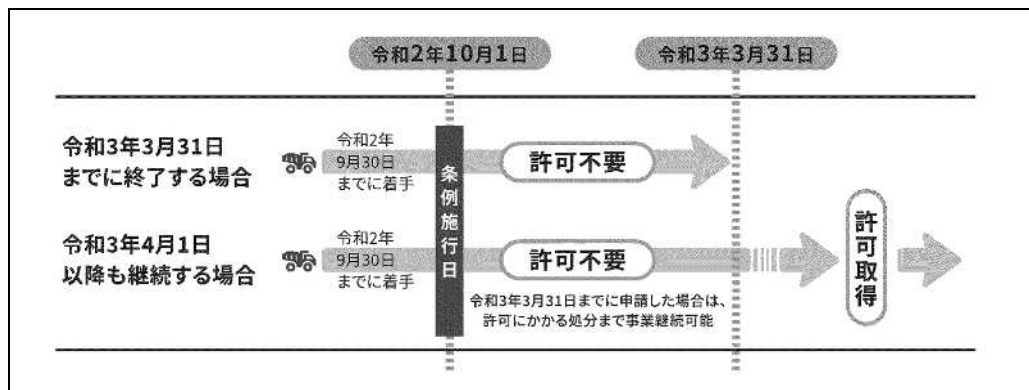
次に掲げる法令の規定による許可等を受けて行う土砂等の埋立て等

- ア 港湾法第37条第1項及び第56条第1項
- イ 森林法第10条の2第1項及び第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）
- ウ 道路法第32条第1項及び第91条第1項
- エ 土地区画整理法第76条第1項
- オ 都市公園法第5条第1項及び第6条第1項（同法33条第4項において準用する場合を含む。）
- カ 海岸法第8条第1項及び第37条の5
- キ 地すべり等防止法第18条第1項及び第42条第1項
- ク 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項
- ケ 河川法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項
- コ 都市計画法第29条第1項及び第2項並びに第52条の2第1項
- サ 都市再開発法第66条第1項
- シ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項
- ス 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条第1項
- セ 漁港漁場整備法第39条第1項
- ソ 農地法第4条第1項及び第5条第1項
- タ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項
- チ 都市緑地法第14条第1項
- ツ 土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項及び第3項並びに第51条の2第1項
- テ 都市計画法第59条第4項
- ト 都市再開発法第7条の9第1項、第11条第1項及び第3項並びに第50条の2第1項
- ナ 都市再開発法第129条の2第1項
- ニ 道路法第24条
- ヌ 海岸法第13条第1項
- ネ 地すべり等防止法第11条第1項
- ノ 河川法第20条

- ハ 道路法第35条
- ヒ 地すべり等防止法第20条第2項
- フ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第4項
- ヘ 駐車場法第12条
- ホ 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項
- マ 土地改良法に基づく土地改良事業を行う者がその事業において行う土砂等の埋立て等
- ミ 土地区画整理法に基づく土地区画整理事業を行う者がその事業において行う土砂等の埋立て等

(2) 経過措置

- 条例施行前(令和2年9月30日)までに、事業着手をしている場合で、令和3年3月31日までに事業が完了する場合、許可は不要です。
- 条例施行前(令和2年9月30日)までに、既に事業着手をしている場合で、令和3年4月1日以降も継続して事業を行う場合、令和3年3月31日までに特定事業の許可申請をする必要があります。なお、この申請を行った場合、申請に対する処分があるまでの間については令和3年4月1日以降は、許可業者とみなし事業を継続することができます。



5 特定事業の許可を申請する場合



図5-1 許可手続きのフロー

(1) 許可申請手数料

許可申請手数料は表 5-2 のとおりです。

佐賀県収入証紙で納付ください。

なお、一度納付された申請手数料は、原則還付しません。

表 5-2 申請手数料

許可の種類	金 額
新規許可(条例第8条)	58,000円
変更許可(条例第11条)	29,000円
譲受け許可(条例第20条)	29,000円

(2) 許可申請書

①許可申請書の作成・提出

☐ 特定事業許可申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、提出してください。（表 5-3）

☐ 許可申請書の提出の際には、表5-4に掲げる添付書類が必要となります。

☐ 提出に当たっては、次のとおり、フラットファイル等で製本し、正副2部を循環型社会推進課に提出して下さい。

・ A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じて下さい。

・ 1つの図面に2以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載して下さい。

・ 添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示して下さい。

☐ 後日、提出された申請書等の内容について、補正（提出書類の修正や追加書類の提出）を指示する場合があります。

☐ 申請書の内容について、関係機関・市町及び関係者等と情報交換することがあります。

☐ 提出された図面に基づき、埋立て等を行う区域の現地確認を行います。

☐ 許可を受けようとする場合は、あらかじめ特定事業区域の土地所有者に対して、以下の事項を説明しなければいけません。

・ 許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・ 特定事業の用に供する区域（特定事業区域）の位置及び面積

・ 特定事業の用に供する施設の設置に関する計画

・ 特定事業の施工を管理する事務所（現場事務所）の所在地及び特定事業の施工を管理する者（現場責任者）の氏名

※現場事務所は、特定事業場の区域内、又は特定事業場を含み、隣接する自治会区

が属する市町に設置する必要があります。

（特別な事情で上記に設置できない場合は、事前に県との協議が必要となります。）

- ・ 特定事業に使用される土砂等の量 ・ 特定事業の施工期間
- ・ 特定事業が完了した場合における特定事業区域及び特定事業の用に供する施設（特定事業場）の構造（一時たい積事業の場合は、土砂等の最大たい積時の構造）
- ・ 特定事業が施工されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置

□土砂等の埋立て等を行うに当たって（許可不要の場合も含む）は、埋立て等を行う区域の周辺住民の理解を得るように努めなければいけません。（P4①参照）

また表5-4のとおり、許可申請には、周辺住民に対する特定事業についての周知状況を示す書類の添付を必要としています。

表5-3 許可申請書の記載事項について

申請者
・ 氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）及び住所を記載する。 ※特定事業を申請する者については、土砂等の埋立て等の行為を行おうとする（埋立て等を行わせようとする）行為者が申請者となります。 〈例〉(1) 業者Aが土地所有者Bに依頼(土地を借りる等)をして埋立てを行う場合 ⇒ A (2) 土地所有者Bが業者Aに依頼をして埋立てを行わせる場合 ⇒ B (3) 開発業者Cが業者Aに依頼(請負等)埋立てを行わせる場合 ⇒ C
特定事業区域の位置
・ 埋立て等を行う区域の地番を全て記載する。 ・ 筆数が多い場合は「代表地番外〇筆」と記載し、一覧を記載した別紙を添付する。
特定事業区域の面積
・ 埋立て等を行う区域の面積を記載する。
特定事業の目的
・ 事業の目的を記載し、併せて埋立て、盛土、たい積の事業種別を記載する。
特定事業の用に供する施設の設置に関する計画
・ 保安地帯、擁壁、排水施設等の概要について記載する。 〈例〉・擁壁L=〇m、H=〇～〇m ・保安地帯L=〇～〇m ・調整池〇箇所 等 ・ 上記の施設、土砂等の搬入路、現場事務所等を明示する図面を添付すること。
現場事務所の所在地
・ 現場事務所を設置する場所（地番まで）を記載する。 ・ 特定事業場の区域内又はその周辺地域が属する市町以外での設置を予定している場合は事前に循環型社会推進課に協議すること。
現場責任者の氏名
・ 特定事業の施工を適正に管理できる責任者を記載すること。法人の場合は役職名を併

記すること。
特定事業に使用される土砂等の量 ・添付する土量計算書から算出した土砂等の量を記載すること。
土砂等の最大たい積時における土砂等の量（一時的たい積事業の場合） ・添付する土量計算書から算出した土砂等の量を記載すること。
特定事業の施工期間 ・事業施工開始から完了日までの期間を記載すること。 〈例〉許可日から3年間、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで ※申請書に記載する施工期間は3年を超えてはいけない。
特定事業が完了した場合における当該特定事業場の構造（一時的たい積事業にあつては土砂等の最大たい積時の構造） ・埋立て前後の地盤面の高低差の最大値及びのり面勾配の最大値を記載する。 ・「その他、別添のとおり」と記載し、完了時の計画平面図や計画縦横断面図を添付すること。 ・一時たい積事業において、完了時におけるたい積量を一時的に超える場合には最大たい積時の計画平面図や計画縦横断面図を添付すること。
特定事業が施工されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置 〈例〉・大型土嚢(〇基)を用いた土留め、擁壁(〇m)の設置 等
申請者 ・個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住所を記載する。 ・法人の場合は、法人名称、住所、役員の氏名、生年月日、本籍、住所を記載する。
法定代理人（該当がない場合は記載不要です） ・個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住所を記載する。 ・法人の場合は、法人名称、住所、役員の氏名、生年月日、本籍、住所を記載する。

表5-4添付書類一覧

申請者の本籍の記載がある住民票の写し （法人の場合は、登記事項証明書及び役員の本籍の記載がある住民票の写し） ・住民票の写し、登記事項証明書は、3カ月以内に発行されたものに限る。なお、原本照合が可能な場合コピーでも可。 ※マイナンバーの記載がある住民票は不可
申請者が未成年者である場合においては、法定代理人の本籍の記載がある住民票の写し （法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書及び役員の本籍の記載がある住民票の写し） ・住民票の写し、登記事項証明書は、3カ月以内に発行されたものに限る。なお、原本照合が可能な場合コピーでも可。 ※マイナンバーの記載がある住民票は不可

特定事業の施工に関する計画書 ・特定事業の施工の開始から完了までの間の各工事種別(排水施設設置、埋立等、災害発生防止工事)、その工程ごとの施工方法を記載する。 ・特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制や対応方針を明確にした現場組織表を記載する。 ・災害発生の防止措置を記載する。(例:大型土嚢による土留め、沈砂池の設置等)
特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面 ・道路、地勢等周辺の状況が判別できるものとし、特定事業場の位置を明示する。
特定事業場の計画平面図及び計画断面図(一時的たい積事業にあつては、土砂等の最大たい積時における計画平面図及び計画断面図) ・計画平面図 1/500(縮尺)を標準とし、埋立て事業の施工前の現況及び埋立て等完了時の計画線(一時的たい積事業の場合は最大たい積時の計画線)が記載されていること ・計画断面図(縦断面図、横断面図) 1/500以上(縮尺)、埋立て事業の施行前の現況及び埋立て等完了時の計画線(一時的たい積事業の場合は最大たい積時の計画線)が記載されていること。 ※過去に許可がある又は条例施行前に埋立て等を行っていた場合は、施工前現況、完了時の計画線(一時的たい積事業の場合は最大たい積時の計画線)のほかに、現地盤線が記載されていること。 ・当該図面には、特定事業場及び特定事業区域がわかるよう色塗り等により明示する。 ※特定事業場とは、特定事業区域と特定事業の用に供する施設の含めた区域。 - 特定事業区域とは、土砂等の埋立て等を行う区域。 ・施設の説明等必要事項を記載する。
特定事業区域の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類)及び特定事業場の公図の写し ・登記事項証明書は、3カ月以内に発行されたものに限る。なお、原本照合が可能な場合コピーでも可。 ・公図には、特定事業場及び特定事業区域を明示する。なお、原本照合が可能な場合コピーでも可。 ・使用権原を証する書類は、賃貸借契約書等の写し又は巻末の使用承諾書とする。(貸主が個人の場合は、貸主欄は自署すること。)
特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書 (一時的たい積事業にあつては、土砂等の最大たい積時における土砂等の量の積算を記載した計算書) ・横断面図、縦断面図を元に作成した数量計算書など、特定事業に使用される土砂等の量の積算根拠を添付する。 ・許可を受けた後に土砂等の量が変わる場合、土砂等の量が増加するものについては、変更許可を受ける必要があるので留意すること。

規則第9条で定める特定事業場の構造基準（技術審査編P41～参照）に適合していることを確認できる書類 ・ 排水計画図 1/500 以上(縮尺) ・ 排水施設構造図、計算書(必要に応じ提出) 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書類 図面には、排水施設の種類、材料が記載されていること ・ 流域図 1/5000 以上(縮尺)、流量、断面、容量の計算根拠が説明可能なもの ・ 地盤調査書(必要に応じ提出) 地盤調査の結果、軟弱地盤であった場合、対策工の措置を講じる書面 ・ 安定計算書(必要に応じ提出) 法面の安定計算の内容を記載した書面 ・ 構造計算書(擁壁)(必要に応じ提出) 擁壁の概要、構造計画、応力計算及び断面算定を記載した構造計算書
特定事業場の周辺地域（P4①参照）の住民への特定事業についての周知状況を示す書類及び特定事業区域の土地所有者等に説明したことを示す書類 ・ 説明の対象、日時、方法及び説明会を行った場合は場所、参加者が確認できる書類を添付する。 ・ 説明に使用した資料を添付する。
特定事業の施工に要する経費の資金調達計画書及び以下の書類 ・ 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税、法人事業税及び法人県民税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類 ・ 個人にあつては、資産に関する調書並びに直前3年の所得税、個人事業税及び個人県民税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類 ※法人県民税及び個人県民税は県外事業者の場合も必要です。 ・ 自己の資金を特定事業に要する経費に充てる場合には、預金残高を証明する書類その他これに類する書類 ・ 借入金を特定事業に要する経費に充てる場合には、金融機関の融資を証明する書類
申請者及び法定代理人並びにその役員が条例第10条第1号アからチまでのいずれにも該当しないものであることを誓約する書類 ・ 申請者の住所等を記載する。
その他知事が必要と認める書類及び図面

(3) 許可の条件及び基準

① 許可の条件

☐ 許可をする際に、生活環境の保全又は生活の安全の確保のために必要があると認めるときは、条件を付す場合があります。

② 許可の基準

許可基準は次のとおりです。許可申請に際しては、(i)～(v)の要件を満たしておくことが必要です。

(i) 欠格要件

☐ 申請者が、表5-5に掲げる欠格要件に該当しないことが必要です。

(ii) 資力に係る基準

☐ 申請者は、申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足る資力を有していないことが明らかな者ではないことが必要です。

(iii) 現場事務所の設置、現場責任者の設置

☐ 現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置かなければなりません。

☐ 現場事務所は、特定事業場の区域内、又は特定事業場を含み、隣接する自治会区が属する市町に設置する必要があります。

(特別な事情で上記に設置できない場合は、事前に県との協議が必要となります。)

(iv) 構造基準

☐ 特定事業場の構造が特定事業区域外への土砂等の崩落のおそれがないものとして、規則に定める構造基準に適合していなければなりません。(技術審査編 p 41～参照)

(v) 災害防止の措置

☐ 特定事業が施工されている間における特定事業場の区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出の発生を防止するために必要な措置が講じていなければなりません。

表5-5欠格要件

ア 精神の機能の障害により特定事業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
エ 第21条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者
オ 第22条第1項の規定により特定事業許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る佐賀県行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）
カ 第22条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
キ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの
ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
サ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
シ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
ス 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
セ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
ソ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
タ 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）にコからソまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
チ コからソまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

6 特定事業の許可後の手続き

(1) 許可を受けた埋立て等の内容を変更する場合（許可、届出）

① 変更の許可申請が必要な場合

すでに許可を受けた事項を変更する場合は、②の変更届出の対象となる規則で定める軽微な変更の場合を除き、知事の許可を受ける必要があります。

※許可事業者が条例第21条第1項、第3項又は第6号の規定による命令によって許可を受けた事項を変更する場合は、変更許可(届出)は不要です。

② 変更届出が必要な場合

変更内容が、規則で定める軽微な変更の場合は、変更届の提出が必要です。(表6-1)

表 6-1 届出が必要な変更

許可事業者の氏名又は名称(法人の場合は代表者の氏名)及び住所
現場事務所の所在地
現場責任者
特定事業に使用される土砂等の量(土砂等の量を減少させるものであり、かつ、特定事業区域の面積の変更を伴わないものに限る。)
一時的たい積事業にあつては最大たい積時における土砂等の量(土砂等の量を減少させるものであり、かつ、特定事業区域の面積の変更を伴わないものに限る。)
特定事業の施工期間(期間を短縮させるものに限る。)
土砂等の崩落等の発生を防止するための措置として設置した排水施設その他の施設の構造(施設の機能を高めるものに限る。)
特定事業の目的
許可事業者又は法定代理人が法人である場合においては、その役員
許可事業者が未成年である場合の法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所並びにその役員の氏名及び住所)

③ 変更の許可

(i) 変更許可申請書の作成・提出

☐ 特定事業変更許可申請書(様式第4号)に必要事項を記載し、提出してください。
(表6-2)

☐ 変更許可申請書の提出の際には、P14の表5-4に掲げる書類及び図面のうち変更事項に係る書類、図面及び知事が必要と認める書類、図面の添付が必要となります。

※添付書類の特定事業場の計画平面図及び計画断面図には、埋立て事業の施工前の現況、現況地盤線及び変更前後の埋立て等完了時の計画線（一時的たい積事業の場合は最大たい積時の計画線）を記載してください。

□提出に当たっては、フラットファイル等で製本し、正副2部を循環型社会推進課に提出して下さい。

・ A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じて下さい。

・ 1つの図面に2以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載して下さい。

・ 添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示して下さい。

□後日、提出された申請書等の内容について、補正（提出書類の修正や追加書類の提出）を指示する場合があります。

□申請書の内容について、関係機関・市町及び関係者等と情報交換することがあります。

□提出された図面に基づき、埋立て等を行う区域の現地確認を行う場合があります。

□許可を受けようとする場合は、あらかじめ特定事業区域の土地所有者に対して、以下の事項を説明しなければいけません。

・ 許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・ 特定事業の用に供する区域（特定事業区域）の位置及び面積

・ 特定事業の用に供する施設の設置に関する計画

・ 現場事務所の所在地及び特定事業の施工を管理する者（現場責任者）の氏名

・ 特定事業に使用される土砂等の量

・ 特定事業の施工期間

・ 特定事業が完了した場合における特定事業区域及び特定事業の用に供する施設（特定事業場）の構造（一時的たい積事業の場合は、土砂等の最大たい積時の構造）

・ 特定事業が施工されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置

□変更許可申請を行うに当たっては、埋立て等を行う区域の周辺住民の理解を得るように努めなければいけません。（P4①参照）

また許可申請には、周辺住民に対する特定事業についての周知状況を示す書類の添付を必要としています。

□変更の許可を受けるため、許可基準を満たす必要があります。

□許可をする際に、生活環境の保全又は生活の安全の確保のために必要があると認めるときは、条件を付す場合があります。

表6-2 変更許可申請書の記載事項について

申請者
・ 氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）及び住所を記載する。
特定事業許可番号
・ 許可を受けた特定事業の許可日及び許可番号を記載する。
変更の内容
・ 変更前後についてわかるように記載する。 <例>特定事業に使用される土砂等の量 変更前 ○○m ³ 、変更後 ○○m ³
変更の理由
・ 変更しようとする理由を記載する。

④ 変更の届出

(i)変更届の作成・提出

☐ 軽微な変更をした場合は、特定事業変更届書（様式第5号）に必要な事項を記入し、遅滞なく届け出なければなりません。（表6-3）

☐ 提出に当たっては、フラットファイル等で製本し、正副2部を循環型社会推進課に提出して下さい。

☐ 変更届出書の提出の際には、表5-4に掲げる書類及び図面のうち変更事項に係る書類、図面及び知事が必要と認める書類、図面の添付が必要となります。

※添付書類の特定事業場の計画平面図及び計画断面図には、埋立て事業の施工前の現況、現況地盤線及び変更前後の埋立て等完了時の計画線（一時的たい積事業の場合は最大たい積時の計画線）を記載ください。

・ A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じて下さい。

・ 1つの図面に2以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載して下さい。

・ 添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示して下さい。

☐ 後日、提出された申請書等の内容について、補正（提出書類の修正や追加書類の提出）を指示する場合があります。

☐ 申請書の内容について、関係機関・市町及び関係者等と情報交換することがあります。

☐ 変更届についても、許可基準を満たす必要があります。

☐ 生活環境の保全又は生活の安全の確保のために必要があると認めるときは、条件を付す場合があります。

☐ 提出された図面に基づき、埋立て等を行う区域の現地確認を行う場合があります。

表6-3 変更届出書の記載事項について

届出者
・ 氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）及び住所を記載する。
特定事業許可番号
・ 許可を受けた特定事業の許可日及び許可番号を記載する。
変更の内容
・ 変更前後についてわかるように記載する。 <例>役員の変更 変更前 取締役C 、変更後 取締役D
変更の理由
・ 変更が発生した理由を記載する
変更年月日
・ 変更を行った日付を記載する。

（２）土砂埋立て等を行う際に必要な手続き等

①着手の届出

- ☐ 特定事業許可を受けて、これに着手したときは、着手した日から10日以内に、特定事業着手届書（様式第6号）を提出する必要があります。（表6-4）
- ※着手とは擁壁工事等の準備工事を指します。（資材の搬入はこれにあたらな。）
- ※準備工事の内容により、現地確認を行う場合があります。
- ☐ 届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、許可の取消等や罰則（30万円以下の罰金）の対象となります。

表6-4 着手届出書の記載事項について

届出者
・ 氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載する。
特定事業許可番号
・ 許可を受けた特定事業の許可日及び許可番号を記載する。
特定事業区域の位置
・ 埋立て等を行う区域の地番を全て記載する。 ・ 筆数が多い場合は「代表地番外○筆」と記載し、一覧を記載した別紙を添付する
着手年月日
・ 擁壁工事等の準備工事の着手日を記載する。
土砂等の搬入開始予定年月日
・ 土砂等を搬入する予定開始日を記載する。

②土砂等の搬入の届出

□特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の採取場所ごとに、また、同一採取場所から搬入しようとする土砂等の量5,000m³以内ごとに、土砂等採取元証明書(様式第8号)(表6-6)を添付し、土砂等搬入届書(様式第7号)を提出する必要があります。(表6-5)

□土砂等採取元証明書は、土砂等を排出(採取)する事業者(土地の所有権その他の権限に基づき当該土砂等を採取する者)が発行するものです。

□届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、許可の取消等や罰則(50万円以下の罰金)の対象となります。

□特定事業の最初の搬入時において、現地確認を行います。

〈参考〉書類届出のイメージ(5,000m³以内ごとに作成)

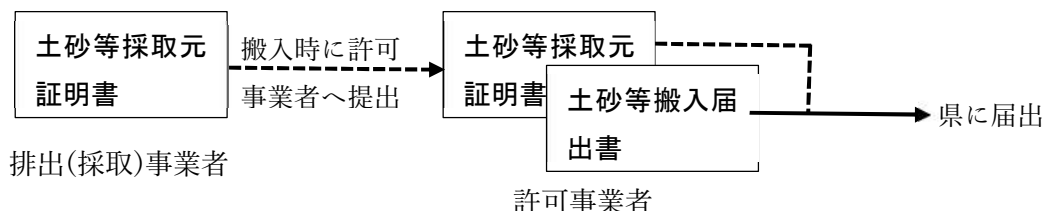


表6-5 搬入届出書の記載事項について

届出者	・氏名又は名称(法人にあっては、その代表者の氏名)及び住所を記載する。
特定事業許可番号	・許可を受けた特定事業の許可日及び許可番号を記載する。
特定事業区域の位置	・埋立て等を行う区域の地番を全て記載する。 ・筆数が多い場合は「代表地番外〇筆」と記載し、一覧を記載した別紙を添付する
土砂等の採取場所の所在地	・搬入する土砂等の採取場所(地番まで)を記載する。
土砂等を採取した者	・土砂を排出(採取)する者の氏名を記載する。 ・採取者は、採取場所に関して所有権その他の権原に基づき土砂等を採取する者であること。
搬入する土砂等の量	・事業区域に搬入する土砂等の量を記載する。 ・同一搬出場所からの搬入予定量が5,000m ³ を越える場合、総搬入予定量と何回目の搬入届出で何m ³ を入れる予定かを記載すること。 〈例〉 総搬入予定量12,000m ³ 2回目届出 5,000m ³

土砂等の搬入期間
・搬入を行う期間を記載する。(○年○月○日から○年○月○日まで)
土砂等の運搬事業者
・土砂等を事業区域へ運搬する事業者を記載する。 ・運搬事業者が複数いる場合は別紙に一覧を記載する。

表6-6 土砂等採取元証明書の記載事項について

土砂等の採取者
・土砂を排出(採取)する者の氏名を記載する。 ・採取者は、採取場所に関して所有権その他の権原に基づき土砂等を採取する者であること。
土砂等の採取場所の所在地
・土砂等の採取場所(地番まで)を記載する。
採取した土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、当該建設工事等の概要
・工事名、発注者の氏名等、工事の施工期間を記載する。 ・施行場所欄には、解体工事等の場合の解体施設種別等、特記事項がある場合にその内容を記載する。 〈例〉 農薬保管倉庫(除却工事)
採取した土砂等の量
・同一搬出場所からの搬出予定量が5,000m ³ を越える場合、総搬出予定量と何回目の搬出で何m ³ を搬出する予定かを記載すること。 〈例〉 総搬出予定量12,000m ³ 2回目証明分 5,000m ³
採取した土砂等の運搬事業者
・土砂等を事業区域へ運搬する事業者を記載する。 ・運搬事業者が複数いる場合は別紙に一覧を記載する。
採取場所に関して土砂等の採取者が有する権原
・所有権、賃借権、等

③土砂等管理台帳の作成・報告

- ☐ 許可事業者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、特定事業土砂等管理台帳(様式第9号)を事業期間の月毎に作成しなければいけません。(表6-7)
- ☐ 毎月15日までに、前月中の土砂等管理台帳を県に提出しなければいけません。
- ☐ これを作成せず、記載事項を記載せず、若しく虚偽の記載をし、又は写しを提出しなかった場合、許可の取消等や罰則(50万円以下の罰金)の対象となります。

表6-7 土砂等管理台帳の記載事項について

※搬入の場合

許可事業者名 ・ 特定事業に関して許可を受けた事業者を記載する。
特定事業許可番号 ・ 許可を受けた特定事業の許可日及び許可番号を記載する。
特定事業場の所在地 ・ 埋立て等を行う区域の地番を全て記載する。 ・ 筆数が多い場合は「代表地番外〇筆」と記載し、一覧を記載した別紙を添付する
特定事業区域の面積 ・ 埋立て等を行う区域の面積を記載する。
特定事業の施工期間 ・ 許可を受けた特定事業の施工期間を記載する。
現場責任者氏名 ・ 現場責任者の氏名を記載する。
特定事業に使用される土砂等の量 ・ 特定事業に使用される土砂等の量を記載する。
電話番号 ・ 許可事業者の電話番号を記載する。
最大たい積時の土砂等の量(一時的たい積事業の場合) ・ 一時たい積事業において最大たい積時の土砂等の量を記載する。
搬入量 ・ 前月までの累計欄には、前月までに搬入した土砂等の合計量を記載する。 ・ 搬入した日ごとの土砂等の合計量を記載する。
採取場所ごとの内訳 ・ 採取場所及び採取者名欄には、搬入する土砂の採取元及び採取者(排出事業者)名を記載する。 ・ 搬入した日ごと、採取場所ごとの土砂等の量の内訳を記載する。

※一時的たい積事業に係る搬出の場合

最大たい積時の土砂等の量
・ 一時的たい積事業において最大たい積時の土砂等の量を記載する。
搬出量
・ 前月までの累計欄には、前月までに搬出した土砂等の合計量を記載する。 ・ 搬出した日ごとの土砂等の合計量を記載する。
排出先ごとの内訳
・ 搬出先欄には、土砂等の搬出先を記載する。 ・ 搬出した日ごと、搬出先ごとの土砂等の量の内訳を記載する。
残量
・ 前月までの累計欄には、前月末時点での特定事業場内の土砂等の残量（前月末までに搬入された土砂等の合計量から前月末までに搬出された土砂等の合計量を差し引いた量）を記載する。 ・ 特定事業区域にたい積している土砂等の量の日々の残量を記載する。

④関係書類の保存、閲覧

(i)関係書類の保存

- ☐ 許可事業者は、完了（廃止）の届出をした日又は特定事業許可の取り消し通知を受けた日から3年間は土砂等管理台帳、この条例の規定により県に提出した書類及び図面の写しを保存する必要があります。
- ☐ 土砂管理台帳を上記期間保存しなかった場合は罰則（50万円以下の罰金）の対象となります。

(ii)関係書類の閲覧

- ☐ これらの書類は、許可に係る現場事務所において、特定事業が施工されている間、周辺住民その他の生活の安全確保上の利害関係を有する者の求めに応じて閲覧できるようにしておく必要があります。
- ☐ 閲覧させなかった場合は、許可の取消等の対象となります。

⑤標識の掲示等

(i)標識の掲示

- ☐ 特定事業の施工期間中、特定事業場の見やすい場所(土砂等の搬入車両の出入り口付近など)に、標識（様式第10号）を掲示する必要があります(表6-8)。
- ※標識の大きさは縦横90 c m以上
- ☐ 掲示しなかった場合は、許可の取消等の対象となります。

表6-8 標識の記載事項について

特定事業許可番号 ・ 特定事業に係る許可日及び許可番号を記載する。
特定事業の目的 ・ 事業の目的を記載し、併せて埋立て、盛土、たい積の事業種別を記載する。
特定事業区域の所在地 ・ 埋立て等を行う区域の地番を全て記載する。 ・ 筆数が多い場合は「代表地番外〇筆」と記載する。
許可事業者 ・ 許可を受けた事業者の氏名、住所及び電話番号を記載する。
現場事務所の所在地及び電話番号 ・ 当該事業に係る現場事務所の所在地(地番まで)及び電話番号を記載する。
現場責任者の氏名 ・ 許可申請書(変更届出書)に記載した現場責任者の氏名を記載すること。法人の場合は役職を併記すること。
特定事業の施工期間 ・ 許可を受けた特定事業の施工期間を記載する。
特定事業区域の面積 ・ 許可を受けた特定事業区域の面積を記載する。
土砂等の搬入予定量(一時的たい積事業の場合は、年間の搬入量及び搬出予定量) ・ 埋立て等に使用される土砂の搬入・搬出量を記載する。

(ii)境界標の設置

- ☐ 特定事業場の境界を明らかにするため、境界標(杭やロープ)を設置する必要があります。
- ☐ 別途、特定事業区域(埋立てを行う区域)の範囲についても同様の方法で境界を明らかにしてください。
- ☐ 明示しなかった場合は、許可の取消等の対象となります。

(3) 完了、廃止、休止する場合

① 完了、廃止、休止の届出

(i) 完了する場合

- 特定事業を完了したときは、遅延なく、完了時の平面図、断面図及び写真を添付し、特定事業完了届書（様式第12号）を提出する必要があります。（表6-9）

表6-9 完了届出書の記載事項について

届出者
・ 氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）及び住所を記載する。
特定事業許可番号
・ 特定事業に係る許可日及び許可番号を記載する。
完了年月日
・ 特定事業が完了した日を記載する。

(ii) 廃止又は休止する場合

- 特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止後又は休止中における土砂等の崩落等の発生を防止するために必要な措置を講じなければいけません。

- ・ 廃止：許可（変更許可）申請書で示した特定事業の完了前に事業を終了し、完了時の構造にいたらないもの。
- ・ 休止：許可（変更許可）申請書で示した特定事業の完了・廃止前に2月以上事業を休止すること。

- 特定事業を廃止したとき又は2ヶ月以上休止しようとするときは、遅延なく次の書類を添付し、特定事業廃止（休止・再開）届出書（様式第11号）を提出する必要があります。（表6-11）

- ・ 廃止の場合は、土砂等の崩落等による災害の発生防止措置を示した廃止後の事業区域の平面図、断面図及び写真
- ・ 休止の場合は、土砂等の崩落等による災害の発生防止措置を示した事業区域の平面図、断面図及び写真

- 休止しても施工期間が延長されるわけではありません。そのため休止中に施工期間が終了する場合は廃止届の提出が必要になります。

(iii) 再開する場合

- 休止していた特定事業を再開する場合には、(ii) 同様に遅延なく特定事業廃止（休止・再開）届出書（様式第11号）を提出する必要があります。（表6-10）

表6-10 廃止(休止・再開)届出書の記載事項について

届出者
・ 氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）及び住所を記載する。
特定事業許可番号
・ 特定事業に係る許可の日及び許可番号を記載する。
廃止(休止・再開)年月日
・ 廃止：災害の発生を防止するための措置が完了した日を記載する。 ・ 休止：災害の発生を防止するための措置が完了し、休止を始める日を記載する。 ・ 再開：休止している特定事業を再開する日を記載する。
休止期間
・ 休止日から再開予定期間までの日を記載する。

②県による確認等

(i)県による確認・通知

- ☐完了届又は廃止届が提出された場合は、県は届出のあった特定事業が土砂等の崩落等を防止するための必要な措置が講じられているどうかの確認を行います。
- ☐上記の確認結果については文書により通知します。

(ii)災害防止のため必要な措置

- ☐ (i)で「土砂等の崩落等を防止するための必要な措置が講じられていない。」旨の通知を受けた場合、その通知の内容に応じた措置を講じなければなりません。

(4) 地位を承継する場合

①地位承継の届出

(i)地位承継の届出書の作成・提出

- ☐許可事業者から、相続、合併又は分割（特定事業の全部を承継するものに限る）により、この権限を承継したとき、この日から30日以内に特定事業承継届出書（様式第13号）を提出する必要があります。（表6-11）
- ☐その際には、次の書類等を添付しなければなりません。
- ・ 地位を承継した事実を証する書面
 - ・ 地位を承継した者の本籍の記載のある住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）
 - ・ 地位を承継した者が未成年の場合は、法定代理人の本籍の記載が住民票の写し（法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書）
- ※住民票の写し、登記事項証明書は、3カ月以内に発行されたものに限る。なお、原本照合が可能な場合コピーでも可。

□許可事業者の地位を承継した者は、地位を承継した旨を土地所有者等に通知しなければいけません。

表6-11 事業承継届出書記載事項について

届出者
・氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）及び住所を記載する。
特定事業許可番号
・特定事業に係る許可日及び許可番号を記載する。
被承継者
・事業を承継する(許可事業者)の氏名、住所及び電話番号を記載する。
承継理由
・相続等の承継が発生した理由を記載する。
承継年月日
・特定事業の許可を承継した日を記載する。

② 譲受けの許可

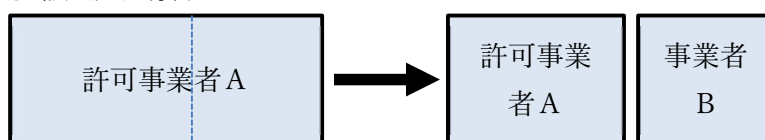
(i)譲受けの許可申請書の作成・提出

□許可事業者から特定事業の全部を譲り受けようとするときは、特定事業譲受け許可申請書（様式第14号）を提出する必要があります。（表6-12）（一部譲渡の場合は、変更許可及び新規申請が必要となります。）

〈参考〉 特定事業の一部を分割し譲り渡す場合

A:変更申請

B:新規申請



□許可申請書の提出の際には、表6-13に掲げる書類等の添付が必要となります。

□提出に当たっては、次のとおり、フラットファイル等で製本し、1部を循環型社会推進課に提出して下さい。

- ・A3版を超える大きさの図面は、図面袋等に入れて、末尾に綴じて下さい。
- ・1つの図面に2以上の内容を記載する場合は、その内容を示す表題を全て記載して下さい。
- ・添付図面で色塗りをした場合は、必ず凡例を示して下さい。

□後日、提出された申請書等の内容について、補正（提出書類の修正や追加書類の提出）を指示する場合があります。

□申請書の内容について、関係機関・市町及び関係者等と情報交換することがあります。

□譲受けの許可を受けるため、許可基準を満たす必要があります。

表6-12 事業譲受け許可申請書の記載事項について

申請者
・ 氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）住所を記載する。
特定事業許可番号
・ 特定事業に係る許可日及び許可番号を記載する。
特定事業区域の位置
・ 埋立て等を行う区域の地番を全て記載する。
・ 筆数が多い場合は「代表地番外〇筆」と記載し、一覧を記載した別紙を添付する。
現場責任者の氏名
・ 特定事業の施工を適正に管理できる責任者を記載すること。法人の場合は役職名を併記すること。
譲受けの理由
・ 譲受けの承継が発生した理由を記載する。
申請者
・ 個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住所を記載する。
・ 法人の場合は、法人名称、住所、役員の氏名、生年月日、本籍、住所を記載する。
法定代理人
（該当がない場合は記載不要です）
・ 個人の場合は、氏名、生年月日、本籍、住所を記載する。
・ 法人の場合は、法人名称、住所、役員の氏名、生年月日、本籍、住所を記載する。

表6-13 添付書類一覧

申請者の住民票の写し （法人の場合は、登記事項証明書及び役員の本籍の記載がある住民票の写し） ・ 住民票の写し、登記事項証明書は、3カ月以内に発行されたものに限る。なお、原本照合が可能な場合コピーでも可。 ※マイナンバーの記載がある住民票は不可
申請者が未成年者である場合においては、法定代理人の本籍の記載がある住民票の写し （法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書及び役員の住民票の写し） ・ 住民票の写し、登記事項証明書は、3カ月以内に発行されたものに限る。なお、原本照合が可能な場合コピーでも可。 ※マイナンバーの記載がある住民票は不可
特定事業区域の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び特定事業場の公図の写し ・ 登記事項証明書は、3カ月以内に発行されたものに限る。なお、原本照合が可能な場合コピーでも可。 ・ 公図には、特定事業場及び特定事業区域を明示する。なお、原本照合が可能な場合コピーでも可。

・使用権原を証する書類は、賃貸借契約書等の写し又は巻末の使用承諾書とする。（貸主が個人の場合は、貸主欄は自署すること。）
特定事業の施工に要する経費の資金調達計画書及び以下の書類 ・法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税、法人事業税及び法人県民税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類 ・個人にあつては、資産に関する調書並びに直前3年の所得税、個人事業税及び個人県民税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類 ※法人県民税及び個人県民税は県外事業者の場合も必要です。 ・自己の資金を特定事業に要する経費に充てる場合には、預金残高を証明する書類その他これに類する書類 ・借入金を特定事業に要する経費に充てる場合には、金融機関の融資を証明する書類
申請者及び法定代理人並びにその役員が条例第10条第1号アからチまでのいずれにも該当しないものであることを誓約する書類 ・申請者の住所等を記載する。
その他知事が必要と認める書類及び図面

7 命令・勧告・許可の取消し等

(1) 命令・勧告

□本条例の目的を達成するため、許可事業者等に対して、表6-14のとおり必要な措置の実施や事業の停止等を命令する場合があります。

□この命令に違反した場合、罰則の対象となります。

□土地所有者等に対しても必要な措置を実施するよう勧告する場合があります。

※県は、埋立て等によって土壌の汚染や崩落等が発生、又は発生のおそれがある場合には、土地所有者等に災害を防止するために必要な措置を行うよう勧告する場合があります、これに従わなかったときは、このことを公表する場合があります。

※不適切な埋立て等が行われていることを知りながら、県に通報その他必要な措置を講じなかった場合は、当該特定事業を助けた者として、命令及び罰則の対象となる場合があります。

表6-14 命令・勧告

ケース	命令等対象者	命令等内容
無許可で特定事業が行われた場合	無許可事業者	土砂等の撤去命令 汚染崩落防止措置命令
緊急の必要がある場合 ：風水害や地震などにより、崩落や流出の危険が想定され、速やかに危険を回避する措置が必要な状況	許可事業者	崩落防止措置命令 特定事業の停止命令
構造基準等に適合しない埋立て等が行われている場合		
汚染崩落等が発生し、又は発生するおそれがある場合 (許可が不要な特定事業にも適用)	特定事業を要求・依頼・唆した者 特定事業者を助けた者	崩落防止措置命令
	土地所有者(※)	崩落防止措置勧告
廃止・完了・許可取消時に崩落防止措置が講じられていない場合	許可事業者だった者	崩落防止措置命令
収去検査により、土壌や水質の汚染が判明した場合 (許可が不要な特定事業にも適用)	特定事業者	支障除去措置命令 検査実施命令 特定事業の停止命令

※土地所有者等に対しても不適正な埋立て等であることを知っていて通報等の義務を果たさなかったり、隠ぺいするなど悪質な場合は「助けた者」として命令の対象となります。

(2) 許可の取消し及び土砂埋立て等の停止命令

□条例の許可を受けた者が表6-15に該当する場合は、許可の取消し又は埋立て等の停止命令の対象となります。

□特定事業許可の取消しを受けたものは、特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害を防止するため必要な措置を講じなければいけません。

表6-15 許可の取消し・埋立て等の停止命令

1.偽りその他不正の手段により許可を受けたとき
2.正当な理由がなく、特定事業を1年以上行わないとき
3.許可に付された条件に違反したとき
4.申請者等が暴力団又は暴力団密接関係者であることが判明したとき
5.変更許可を受けなければならない事項を、許可を受けないで変更したとき
6.次の条例の規定に違反したとき ・ 特定事業着手届出（第12条） ・ 土砂等搬入届出（第13条） ・ 特定事業土砂等管理台帳（第14条） ・ 関係書類の閲覧（第15条） ・ 標識の掲示及び境界標の設置（第16条）
7.許可事業者の地位を承継した者が欠格要件に該当するとき
8.条例の規定による命令に違反したとき

8 その他（立入検査等、罰則等）

（１）立入検査等

□県は必要に応じて、条例どおり埋立て等を行う者等又は当該土砂等の埋立て等に係る土地所有者等に対し、事業の施工の状況やその他必要な事項の報告を求めることができます。また、県は身分証明書を提示したうえで、特定事業を行う者の現場事務所、事業場その他事業を行う場所に立ち入ることができ、帳簿書類その他の物件を検査し、関係者に質問し、もしくは試験のために土砂等や浸透水等は無償で収去することができます。

※許可を不要となった特定事業(条例第2条第2号で定める行為は除く)においても、立入検査等の対象としている。

（２）罰則等

□特定事業に関する者は、条例の定めを遵守しなければなりません。条例に違反した場合は、表6-16に掲げる罰則が適用されます。

□法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、条例第29条から第31条の違反行為をしたときは、行為者のみならず、その法人または人に対しても、罰金刑が課されます。

表6-16 罰則等の内容

罰則等対象者	罰則等内容
無許可で特定事業を行った者	2年以下の拘禁刑 又は 100万円以下の罰金
虚偽・不正の手段で特定事業の許可を受けた者	
措置命令や事業停止命令に違反した者	
土砂搬入届を行わなかった者又は虚偽の届出をした者	50万円以下の罰金
土砂等管理台帳を作成しなかった者、虚偽の記載をした者 又はその写しを提出しなかった者	
土砂等管理台帳を所定の期間保存しなかった者	
立入検査・収去等を忌避等した者	
変更届・着手届・廃止等届・完了届・承継届を行わなかった者又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金
関係書類・図面の写しを所定の期間保存しなかった者	
崩落防止措置勧告に従わなかった土地所有者	氏名等及び勧告内容の公表

土砂等の安全基準(土壌の汚染に係る環境基準についての別表(※条例に係る部分のみ抜粋))

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものあつては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機磷(りん)	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合に

		あつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加て1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

水質の安全基準(地下水の水質汚濁に係る環境基準の別表(※条例に係る部分のみ抜粋))

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3 又は55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102 の54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102 の65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法
1,2—ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格K012の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法
1,1,1—トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,1,2—トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125 の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,3—ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102 の67.2、67.3 又は67.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102 の34.1(規格K0102 の34 の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものをを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102 の34.1.1c)(注(2)第三文及び規格K0102 の34 の備考1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法

ほう素	1mg/L以下	規格K0102 の47.1、47.3 又は47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

水質の安全基準(土壌汚染対策法施行規則の別表2(※条例に係る部分のみ抜粋))

特定有害物質の種類	地下水基準
有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。以下同じ。)	検出されないこと。

土地使用承諾書

下記の土地を土砂等の埋立て等を行う特定事業の用に使用することを承諾します。

土地： _____ (m²)

使用期間： 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

貸主が個人である
場合は自署で願
いします。

借主	住所	_____
	氏名	_____
貸主	住所	_____
	氏名	_____

(日本産業規格 A 列 4 番)

**佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及
び災害の発生の防止に関する条例**

技術審査(手引き)

軟弱地盤対策

・規則内容

(1) 特定事業区域について、地盤が軟弱である場所がある場合は、当該場所の基礎地盤について適切な処理が講じられていること。

【解説】

(1) 軟弱地盤対策の必要性

地盤が軟弱であることに起因するすべりや沈下等が、埋立て等土砂の変状・崩壊につながるおそれがある。このため、軟弱な地盤がある場合は、地盤調査を行い、適切な処理を施されていることとした。

(2) 軟弱地盤の判断

軟弱地盤の判断は、申請者の判断とする。

判断根拠を添付すること。

(3) 軟弱地盤と判断される場合の地盤調査で実施する試験

地盤調査で実施する試験は、土の工学的な分類や力学的性質等を求めるための室内試験と、地盤の N 値、支持力等を求めるための原位置試験(サウンディング試験)に大きく分類することができる(解表 1-1 参照)。原位置試験には、N 値を求めるための標準貫入試験、地盤の支持力を求めるための平板載荷試験や土の湿潤密度試験等の原位置試験が含まれ、設計計算に必要な諸定数、基礎地盤における支持力等の現地条件を把握するための試験である。

また、室内土質試験では、乱さない試料を用いて土の力学特性を求めることができるが、採取した試料の試験では地中応力の解放等の避けられない影響もある。一方の原位置試験は原位置での地盤の状態や性質を調べるのが可能なものである。

(道路土工指針 カルバート工指針 P.28)

解表 1-1 地盤調査の種類

試験の項目	試料採取		室内試験						原位置試験					得られる 定数		
									サウンディング							
	ボーリング	サンプリング	土粒子の密度試験	含水比試験	粒度試験	土の締め固め試験	液性・塑性限界試験	一軸圧縮試験	三軸圧縮試験	圧密試験	土の湿潤密度試験	平板載荷試験	横方向K値測定		標準貫入試験	静的コーン貫入試験
調査の目的																
土圧の計算 及び土質特性 の確認			○	○	○	○	○	○	○		◎					$\gamma, c, \phi, w, w_L, w_P$
基礎地盤の 支持力の計算	◎	◎	○					◎	◎			◎	◎	△	△	c, ϕ, q_u, N 値
圧密沈下の 検討	◎	◎	○	◎			◎			◎					△	C_c, C_v, m_v
試料の種類			乱した	乱した	乱した	乱した・粘性土	粘性土	粘性土								

注) ◎：特に有効な調査方法
○：有効な調査方法
△：場合によっては用いられる調査方法

(4) サウンディング

サウンディングは軟弱地盤の厚さ、土層の成層状況、中間砂層の存在等を明らかにし、設計に際して土層区分をするための判断資料を得るために行うものである。その方法は、パイプまたはロッドの先端につけた抵抗体を地中に挿入し、これに貫入、回転、引き抜き等の力を加えた際の土の抵抗から土層の分布と強さを相対的に判別する手段である。

標準貫入試験は、ボーリング孔を利用して実施されるため、地盤の途中に硬い土層があっても試験(N 値測定)を続行できること、土質試料を採取できることが大きな利点である。N 値は地盤構造を評価するために利用されるだけでなく、土質定数の推定に用いられる。軟弱地盤の強度の推定にはコーン貫入試験(ポータブルコーン貫入試験、オランダ式二重管コーン貫入試験及び電気式コーン貫入試験等)やスウェーデン式サウンディング試験がよく用いられる。オランダ式二重管コーン貫入試験は、ある程度の強さの中間砂層を貫通することができるとともに、連続的な土質データが得られる。電気式コーン貫入試験は、これに加え間隙水圧の測定により土質の推定や排水層の確認ができる。また、スウェーデン式サウンディング試験は、操作が簡単で調査に要する時間が短いため多くの地点の調査ができる。

解表 1-2 に主なサウンディング方法の特徴を示す。サウンディングによる調査における主な成果品は、① 調査位置案内図、調査位置平面図、② 試験結果(地盤工学会記録用紙等により整理)、③ 土質・地質縦断図等である。

(道路土工 軟弱地盤対策工指針 P.60)

解表 1-2 サウンディング方法及び原位置試験の特徴

方法	名称	連続性	測定値	測定値からの推定量	適用地盤	可能深さ	特徴	規格
静 的	スウェーデン式サウンディング試験	連続	1000N 以下で貫入した場合の荷重 (W_{sw}), 貫入量 1m 当たりの半回転数 (N_{sw})	N 値やせん断強さに換算 (数多くの提案式がある)	粘性土地盤や砂質土地盤	10m 程度	標準貫入試験に比べて作業が簡単である	JIS A 1221
	ポータブルコーン貫入試験	連続	貫入抵抗 q_c	せん断強さ	粘性土や腐植土地盤	5m 程度	簡易試験で極めて迅速	JGS 1431
	オランダ式二重管コーン貫入試験	連続	先端抵抗 q_{ca} (周面摩擦 f_t)	せん断強さ, 土質判別	粘性土地盤や砂質土地盤	貫入装置や固定装置の容量による	データの信頼度が高い	JIS 1220
	電気式コーン貫入試験	連続	先端抵抗 q_t , 間隙水圧 u (周面摩擦 f_t)	せん断強さ, 土質判別, 概略の排水や圧密特性	粘性土地盤や砂質土地盤	貫入装置や固定装置の容量による	データの信頼度が高い	JGS 1435
	原位置ベーンせん断試験	不連続	最大トルク	粘性土の非排水せん断強さ	軟弱な粘性土地盤	15m 程度	軟弱粘性土専用で c_u を直接測定	JGS 1411
	孔内水平載荷試験	不連続	圧力, 孔壁変位量, クリープ量	地盤の水平方向の変形特性 (変形係数, 初期圧力, 降伏圧力)	孔壁面が滑らかで自立するあらゆる地盤, 岩盤	基本的に制限なし	推定量の力学的意味が明瞭である	JGS 1431
動 的	標準貫入試験	不連続 最小測定間隔は 50cm	N 値 (所定の打撃回数)	砂の密度, せん断抵抗角, 変形係数, 液化強度, 支持力, 一軸圧縮強さ	玉石や転石を除くあらゆる地盤	基本的に制限なし	普及度が高く, ほとんどの地盤調査で行われる	JIS A 1219
	簡易動的コーン貫入試験	連続	N_d (所定の打撃回数)	$N_d = (1 \sim 2) N$ N 値と同等の考え方	玉石や転石を除くあらゆる地盤	10m 程度 (深くなるとコッド摩擦が大きくなる)	標準貫入試験に比べて作業が簡単	JGS 1433

(5) 軟弱地盤の判定の目安

軟弱地盤の判定の目安は、地表面下 10m までの地盤に次のような土層の存在が認められる場合とする。

- ① N 値で判定する場合は、粘性土では 4 程度以下、砂・砂質土で 10 程度以下のもの
- ② スウェーデン式サウンディングで判定する場合は、粘性土に対して 1m 当たりの半回転数が 100 程度以下のもの
- ③ オランダ式二重管コーン貫入試験によるコーン指数 (q_c) で判定する場合は、粘性土で 1,000kN/m² 程度以下、砂・砂質土では 4,000kN/m² 程度以下のもの

(考え方)

① 調査対象深度

開発許可の手引き(佐賀県 都市計画課)を参考に、調査対象の深度を地表面下 10m までとした。

② 判定の目安

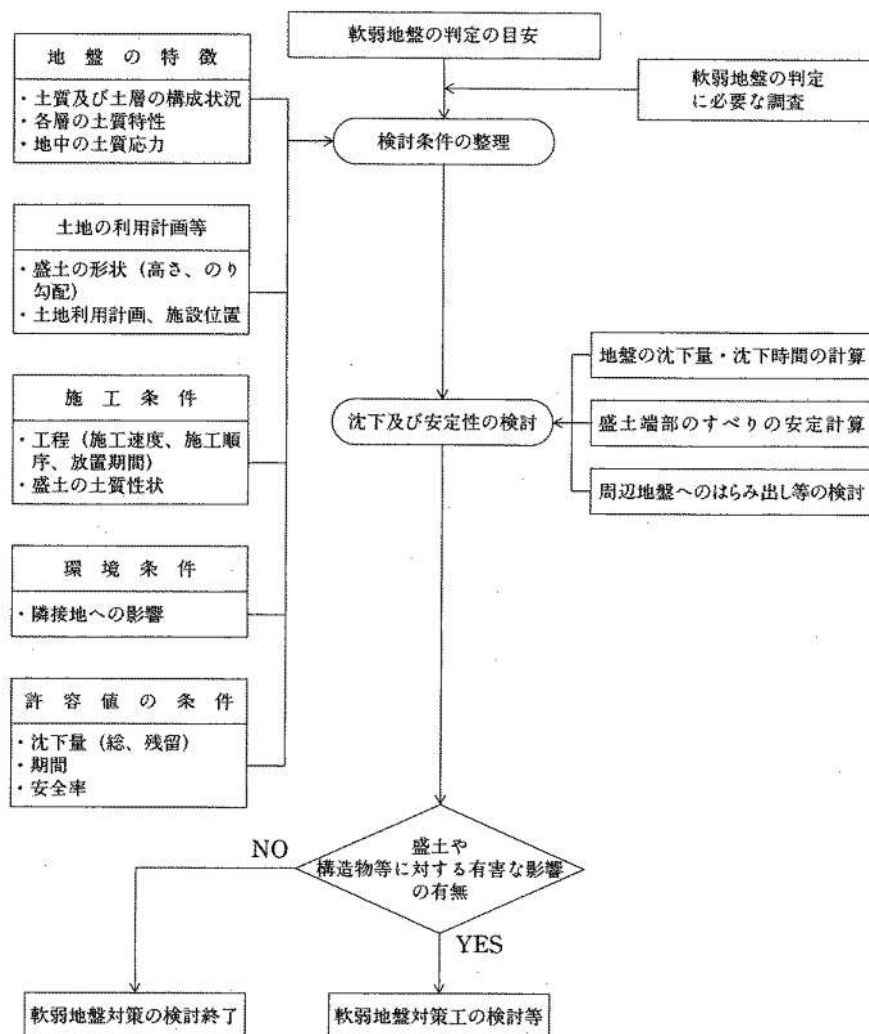
判定の目安として数値は、軟弱地盤対策工指針 P.86、87 における軟弱層の基盤とみなし得る目安を参考とした。以下、同指針より抜粋したものを示す。

「盛土等の通常の土工構造物を想定した場合、軟弱層の基盤とみなし得る目安を N 値で判断する場合は、粘性土では 4～6 程度以上、砂・砂質土で 10～15 程度以上の層となる。

またスウェーデン式サウンディングで判断する場合は、粘性土に対して 1m 当たりの半回転数が 100 程度以上、オランダ式二重管コーン貫入試験によるコーン指数で判断する場合には、粘性土は $q_c=1,000\text{kN/m}^2$ 程度以上、砂・砂質土では $q_c=4,000\sim 6,000\text{kN/m}^2$ 程度以上の層である。なお、基盤は作用する荷重により変化するため、土工構造物の荷重を想定して軟弱層の基盤を検討することとし、深さ及び水平方向に連続性を有することを確認すること。」

(6) 軟弱地盤対策の検討の流れ

軟弱地盤上に土砂埋立て等を計画する際には解図 1-3 に従い、地盤調査によって把握された地盤条件に、土地利用計画、施工条件及び環境条件等の検討結果を整理したうえで、地盤の沈下や盛土であれば端部のすべりに対する安定性等を検討する。



解図 1-3 軟弱地盤対策の検討の流れ

(7) 軟弱地盤対策工

- ① 軟弱地盤対策工の適用に当たっては、軟弱地盤対策を必要とする理由や目的を十分踏まえたうえで、対策工法の原理、対策効果、施工方法、周辺環境に及ぼす影響及び経済性等を総合的に検討し、適切な対策工法を選定する。
- ② 軟弱地盤対策工の設計に当たっては、地盤調査結果を十分に活用して、軟弱地盤対策を施した軟弱地盤上の土工構造物について想定する作用に対する安定性等を照査し、対策目的を達成するのに必要な軟弱地盤対策工法の仕様を決定する。その際、軟弱地盤の不均質性や予測の不確実性に配慮した設計・構造にするとともに、必要に応じて試験施工を実施する。
- ③ 軟弱地盤対策工の施工に当たっては、対策の目的や軟弱地盤の性状を考慮し、周辺環境等の現地条件に即した施工計画を立案し、適切な工程や品質・出来形等に関する施工管理及び沈下・安定に関する管理の下に施工を実施する。

工法の分類	工法	目的	工法の説明
表層処理工法	敷砂工法 敷設材工法 添加材工法	地盤改良 地盤補強 地盤改良	基礎地盤の表面に砂、シート、ネット等を敷広げたり、基礎地盤の表面を石灰やセメントで処理することによって、軟弱地盤処理工や盛土作業に必要な重機械のトラフィカビリティを良好にすることを目的とする。敷砂工の場合は軟弱層の上部排水層の役割も果たす。敷設材工法は加重を均等に支持し、地盤の不同沈下及び側方変位を減じ、地盤の支持力を向上させることができる。
置換工法	掘削置換工法 盛土自重置換工法	地盤改良	軟弱層の一部または全部を除去し、良質材で置き換える工法である。置換えによってせん断抵抗が増加し、沈下も置換えた分だけ小さくなる。掘削して置換えるか、盛土の自重で押し出して置換えるかによってその名称が異なる。置換深度に限界がある。
押え盛土工法	押え盛土工法 緩斜面工法	盛土構造改良	土の側方に押え盛土をしたり、のり面を緩やかにしたりしてすべりに抵抗させるモーメントを増加させて盛土のすべり破壊を防止する。周辺地盤に対する影響を小さくするとともに、用地幅を広く確保することにより工事用道路、側道、環境施設等に利用することができる。
緩速載荷工法	漸増載荷工法 段階載荷工法	盛土速度制御	盛土の施工速度を制御して圧密に伴う地盤のせん断強さの増加を図りながら盛土を施工する工法である。短時間に盛土した場合には、安定が保たれない場合でもこの方法によれば安全に盛れることが多い。盛土の立上りを漸増していくか、一時盛土を休止して放置し、地盤の強度が増加してから再び立上るかにによって名称が異なる。
載加重工法	盛土加重載荷工法 大気圧載荷工法 地下水低下工法	地盤改良 (圧密促進)	盛土や構造物の計画されている地盤にあらかじめ設計荷重以上の加重をかけ沈下を促進させる工法である。載加重としては盛土がよく用いられ、サーチャージ工法、プレローディング工法等がある。サーチャージは盛土部、プレロードは構造物部にそれぞれ用いられる。盛土の代わりに大気圧を用いる方法、地下水位を低下させることにより有効応力を増加させる方法などもある。プレローディング工法は側方流動対策としても有効である。
パーティカルドレーン工法	サンドドレーン工法 ペーパードレーン工法	地盤改良 (圧密促進)	地盤中に適当な間隔で鉛直方向に砂柱やカードボード等を設置し、水平方向の圧密排水距離を短縮して圧密を促進させ、地盤の強度増加を図る工法である。使用する鉛直排水材料によって名称が異なる。施工方法も鋼管を打込んだり振動で押込んだ後砂柱をつくるものやウォータージェットを使用するもの等各種ある。
サンドまたは碎石コンパクションパイル工法	サンドコンパクションパイル工法 碎石コンパクションパイル工法	地盤改良 (締固め)	地盤柱は締固めた砂又は投石等のくいを造り、軟弱層を締固めるとともに砂ぐい等の支持力によって安定を増加させる工法である。特に地盤のすべり崩壊によるパイル材自体のせん断抵抗力により、安定を確保するのに効果がある。
固結工法	石灰パイル工法 深層混合処理工法	地盤改良	石灰パイル工法は生石灰やその混合物で地盤中に柱を造り、その吸水による脱水や科学的結合によって地盤を安定させ、地盤の強度を上げることによって安定を増すと同時に沈下を減少させる。また、深層混合処理工法は生石灰、セメントミルク、モルタル等の固結材を軟弱土と攪拌翼で混合を行う。ともに早期に強度が得られ沈下量が減少するが、工費が高いため他の工法と十分に比較検討する必要がある。

段切り

・規則内容

(2) 著しく傾斜している土地において特定事業を施工する場合は、施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等の接する面がすべり面とならないように、段切りその他の措置が講じられていること。

【解説】

(1) 段切りを行う地山の勾配

段切りを行う地山の勾配については、文献等により適切に判断することとする。

(参考文献:道路土工盛土工指針 P.128)

(2) 段切りを行う寸法

段切りを行う寸法は、すべり面とならないように文献等により適切な寸法により計画されていること。

(参考文献:道路土工盛土工指針 P.128)

法面勾配

・規則内容

(3) 土砂等の埋立て等の高さ(土砂等の埋立て等により形成されたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部との高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)の勾配が、別表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりであること。

埋立て等の高さ	のり面の勾配
10メートル以下	土砂等の埋め立て等の高さに対する当該法面の上端と下端の水平距離が1.8倍以上の勾配
5メートル以下	土砂等の埋め立て等の高さに対する当該法面の上端と下端の水平距離が1.5倍以上の勾配
上記以外のもの	安定計算を行い、安全が確保される勾配

【解説】

(1) 法面の安定計算(10m以上のもの)

(照査指標と許容値)

すべりに対する安定に関する照査指標としては、円弧すべり安全率を用いてよい。長期間経過後(供用時)における許容安全率は 1.2 を目安とする。

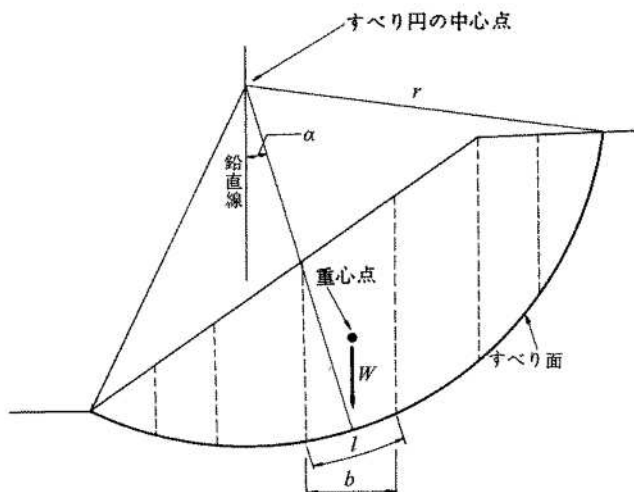
(安定計算)

一般に、解図 4-2-1 に示すような円弧すべり面を仮定した分割法を用いて行つてよい。この方法はすべり面上の土塊をいくつかの分割片に分割し、各分割片で発揮されるすべり面上のせん断力と抵抗力を求め、それぞれ累計し、その比率によって安全率を求めるもので、計算式は式(解 3-1)に示すとおりである(修正フェレニウス法)。なお、埋立て土砂の構造、構成によっては、円弧すべり面の代わりに直線を含む複合すべり面を仮定する。(道路土工 盛土工指針 P.110)

$$F_s = \frac{\sum \{c \cdot l + (W - u \cdot b) \cos \alpha \cdot \tan \phi\}}{\sum (W \cdot \sin \alpha)} \quad \dots\dots\dots (解 3-1)$$

ここに

- F_s : 安全率
- c : 土の粘着力(kN/m²)
- ϕ : 土のせん断抵抗角(度)
- l : 分割片で囲まれたすべり面の長さ(m)
- W : 分割片の全重量(kN/m)、載荷重を含む。
- u : 間隙水圧(kN/m²)
- b : 分割片の幅(m)
- α : 分割片で囲まれたすべり面の中点とすべり面の中心を結ぶ直線と鉛直線のなす角(度)



解図 3-1 円弧すべり面を用いた常時のすべりに対する安定計算法

③ 間隙水圧

埋立て等の土砂が含水比の高い細粒土である場合に、施工直後において埋立て等の土砂の自重の増加に伴って圧縮し、そのために発生する過剰間隙水圧 u_e を考慮する必要がある。

透水係数が高く、圧縮にくい硬い土砂では u_e は小さく無視できるとされ、また、長期安定検討

においても無視してよいとされるが、搬入・使用する土砂の土質により慎重に判断すべきである。
 なお、施工中及び施工直後の間隙水压を推定する方法には次の方法がある。

ア 施工含水比で締め固めた土砂の標準圧密試験結果より、非排水条件下の間隙水压(最大
 間隙水压)を求め、経過した施工期間に排水される間隙水の圧力の減少度合いを圧密度より
 推定する。

イ 施工時の土砂内の間隙水压 u_r は、式(解 3-2)に示す非排水条件を仮定したヒルフの式に
 よって求めることもできる⁷⁾。

$$u_r = \frac{P_a \cdot \Delta}{v_a + h \cdot v_w - \Delta} \dots\dots\dots (解 3-2)$$

ここに、

- u_r : 間隙水压 (kN/m²)
- P_a : 盛土施工箇所の大気圧 (kN/m²)
- Δ : 盛土材料の圧縮率 (= $(e_0 - e) / (1 + e_0)$)
- e_0 : 供試体の間隙比
- e : 圧密圧力に対応する間隙比
- v_a : 締め固め土の自由空気量 (= $n_a (1 - S_0)$)
- h : 水中の空気溶解度 ($h=0.0198$)
- v_w : 締め固め土の間隙内の水の量 (= $n_a S_0$)
- n_a : 締め固め土の間隙率
- S_0 : 締め固め土の飽和度

擁壁

・規則内容

(4) 擁壁を設置する場合における当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第8条から第12条までに規定する基準等に適合すること。

【解説】

（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令から抜粋）

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第 8 条第 1 項第 2 号 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

第 9 条 前条第 1 項第 2 号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- （1）土圧、水圧及び自重（以下この条及び第 1 4 条第 2 号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- （2）土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- （3）土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- （4）土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

- （1）土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
- （2）土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの 3 分の 2 以下であることを確かめること。
- （3）土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 3 分の 2 以下であることを確かめること。
- （4）土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- （1）土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第 2 の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- （2）鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 9 0 条（表 1 を除く。）、第 9 1 条、第 9 3 条及び第 9 4 条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
- （3）擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第 3 の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

(練積み造の擁壁の構造)

第10条 第8条第1項第2号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ(第1条第4項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第4において同じ。)が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- (2) 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- (3) 前2号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- (4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15(その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル)以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20(その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル)以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第11条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条(第3項を除く。)、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第12条 第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第2(第9条、第35条関係)

土質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3（第9条、第35条関係）

土質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

別表第4（第10条関係）

	土質	擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第1種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	70度を越え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを越え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を越え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを越え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートルを越え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートルを越え4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートルを越え5メートル以下	60センチメートル以上
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を越え75度以下	2メートル以下	50センチメートル以上
			2メートルを越え3メートル以下	70センチメートル以上
		65度を越え70度以下	2メートル以下	45センチメートル以上
			2メートルを越え3メートル以下	60センチメートル以上
			3メートルを越え4メートル以下	75センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートルを越え3メートル以下	50センチメートル以上
			3メートルを越え4メートル以下	65センチメートル以上
			4メートルを越え5メートル以下	80センチメートル以上

第 3 種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートルを超え 3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートルを超え 4メートル以下	95センチメートル以上
			4メートルを超え 5メートル以下	120センチメートル以上

締固め

・規則内容

(5)特定事業の完了後に、地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

【解説】

(1) 締固めその他の措置

締固めが行われていること。

(2) 締固め方法等

崩壊等が生じないように、締固め機械及び締固め方法を検討し、示すこと。

排水施設

・規則内容

(6)特定事業区域内の雨水その他の地表水を適切に排出することができるように、排水施設の設置その他の必要な措置が講じられていること。

【解説】

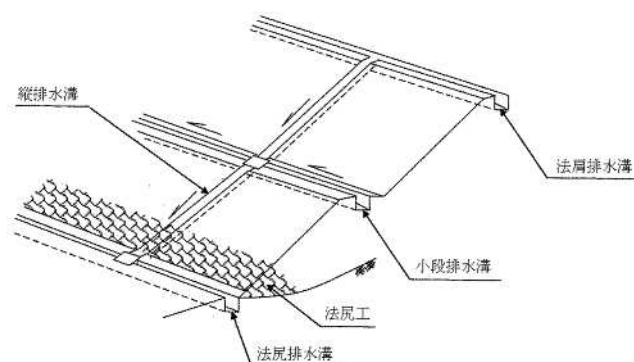
(1) 排水施設の設置

(排水施設の種類)

法面の安定性のために設けられる排水工の主なものを解表 6-1 に示す。

解表 6-1 法面排水工の種類

排水工の種類	機能	必要な性能
法肩排水溝	法面への表面水の流下を防ぐ	想定する降雨に対し溢水、跳水、越流しない
小段排水溝	法面への雨水を縦排水溝へ導く	
縦排水溝	法肩排水溝、小段排水溝の水を法尻へ導く	
法尻排水溝	法面への雨水、縦排水溝の水を排水する	
法尻工(ふとんかご・じゃかご工)	盛土内の浸透水の処理及び法尻崩壊の防止	十分な透水性の確保



解図 6-1 法面排水施設の概念図

(排水施設の標準断面)

排水施設については、幅、深さ 300mm を最小断面とし設置すること。

(排水施設の断面)

- ① 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること(余裕は 20%以上とする(8 割水深もしくは安全率 1.2 以上))。
- ② 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じて①に定めるものより大きく定められていること。

(雨水流出量)

① 雨水流出量の算定

排水施設の計画流量を定めるために用いる「雨水流出量(Q_1)」は、原則として次の合理式(ラショナル式)により算出すること。式(解 6-1)は、集水区域最遠点からの雨水が計画地点に流達した場合に最大流出量になるとの考えに基づくもので、林地開発許可基準をはじめ一般的に用いられてい

る。本基準は、土砂を取り扱う行為に対してその流出を防ぐための基準であることから、砂防基準において用いられている 10%の土砂混入率をみている。

$$Q_1 = 1 / 360 \times f \times r \times A (1 + \alpha) \quad \dots\dots\dots (解 6-1)$$

ここに、

- Q_1 : 雨水流出量 (m^3/sec)
- f : 流出係数 (解表 6-1 参照)
- r : 10 年確率の雨量強度
- A : 集水区域面積 (ha)
- α : 土砂混入率 (10%)

② 流出係数

流出係数は、解表 6-1 を参考とする。

流出係数は、河川砂防などの事業ごとにその値が異なる。本基準においては、林発基準の浸透能中の流出係数 (林地 0.5～0.6、草地 0.6～0.7、耕地 0.7～0.8、裸地 0.9～1.0) のうち、砂防基準においては開発後を 0.9、宅造基準³⁾においては造成地を 0.9 と固定値を与えていることに合わせて、小さい値を一律で適用することにした。

解表 6-1 流出係数

地表状態	林地	草地	耕地	裸地・造成地	沈砂池・調整池
流出係数	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0

※集水区域全体を地表状態の面積により加重平均すること

③ 設計雨量強度

設計雨量強度は、10 年確率で想定される雨量強度とし、「佐賀地方における短時間確率降雨強度式 (佐賀県河川砂防課)」の単位時間内の雨量強度とする。本基準においては、佐賀県林地開発技術基準に合わせ、確率年を 10 年としている。

(2) 排水流量

排水施設の「排水流量 (Q_2)」は、原則として次式 (解 6-2) により算出すること。

$$Q_2 = v \cdot a \quad \dots\dots\dots (解 6-2)$$

ここに、

- Q_2 : 排水流量 (m^3/sec)
- v : 平均流速 (m/sec)
- a : 断面積 (m^2)

流速 (v) は、原則として Manning 式 (解 6-3) により算出すること。

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \dots\dots\dots (解 6-3)$$

ここに、

v: 平均流速(m/sec) (流速は特別な理由がない限り、3.0m/s 以下とすること)

n: 粗度係数(sec/m^{1/3})

R: 径深(m) (=A/P; A: 通水断面積、P: 潤辺長)

I: 水面勾配(あるいは流路勾配)

(3) 粗度係数

粗度係数(n)は、解表 6-2 値によること。

解表に記載のない水路は他の文献等の値を採用することとし、根拠を提出し、承認を得ること。

解表 6-2 粗度係数

水路の形式	水路の状況	n の範囲	n の標準値
カルバート	現場打ちコンクリート		0.015
	コンクリート管		0.013
	コルゲートメタル管 (1形)		0.024
	〃 (2形)		0.033
	〃 (ペーピングあり)		0.012
	塩化ビニル管		0.010
ライニングした水路	コンクリート 2 次製品		0.013
	鋼, 塗装なし, 平滑	0.011~0.014	0.012
	モルタル	0.011~0.015	0.013
	木, かんな仕上げ	0.012~0.018	0.015
	コンクリート, コテ仕上げ	0.011~0.015	0.015
	コンクリート, 底面砂利	0.015~0.020	0.017
	石積み, モルタル目地	0.017~0.030	0.025
	空石積み	0.023~0.035	0.032
	アスファルト, 平滑	0.013	0.013
	土, 直線, 等断面水路	0.016~0.025	0.022
ライニングなし水路	土, 直線水路, 雑草あり	0.022~0.033	0.027
	砂利, 直線水路	0.022~0.030	0.025
	岩盤直線水路	0.025~0.040	0.035
自然水路	整正断面水路	0.025~0.033	0.030
	非常に不整正な断面, 雑草, 立木多し	0.075~0.150	0.100

(4) 排水施設の流末処理

排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

なお、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者と協議を行うこと。

(5) 排水施設計画の取りまとめ

各排水施設の計算時は、参表 6-1「排水施設計画取りまとめ表」を参考として整理すること。

参表 6-1 排水施設計画取りまとめ表

ブロック 番号	集水区域の状況				雨水流出量			排水施設							安全率	備考
	林	草	耕	裸	集水面積	流出係数	雨水流出量	種類	断面積	径深	粗度係数	勾配	流速	排水流量		
	地	地	地	地	A	f	Q ₁		a	R	n	l	V	Q ₂		
	ha	ha	ha	ha	ha		m ³ /s		m ²				m/s	m ³ /s		

※安全率 = Q_2 / Q_1

法面保護

・規則内容

(7)のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

【解説】

(1) 法面保護工

のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の法面保護工が計画されていること。

小段の設置

・規則内容

(8)埋立て等によりたい積する土砂等の高さが5メートル以上である場合においては、高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること

【解説】

(1) 小段の設置

長大な法面については、土砂の埋め立て等の高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の段を設けること。

谷又は沢状の排水

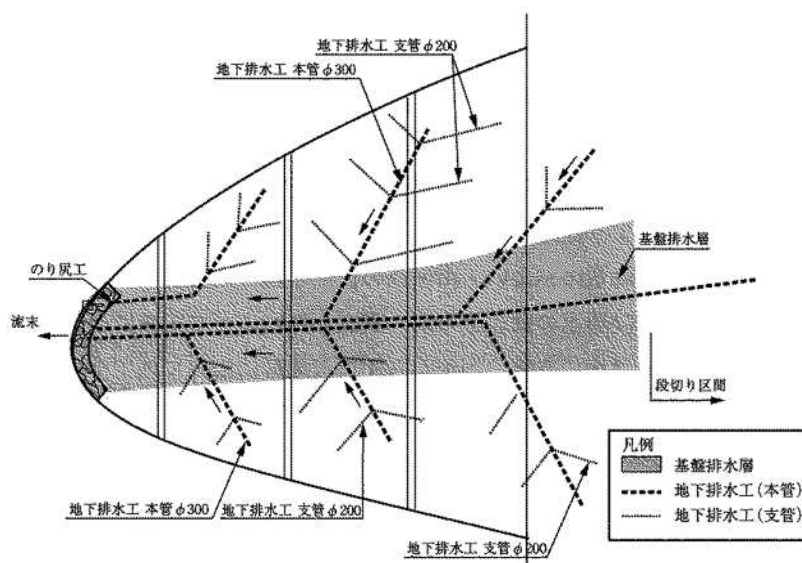
・規則内容

(9) 谷、沢状の土地等地表水が集中しやすい地形において特定事業を行う場合は、湧水及び浸透水を適切に排出できるよう、排水施設の設置その他の必要な措置が講じられていること。

【解説】

(1) 地下排水工

盛土内に浸透してくる地下水や地表面近くの浸透水を集めて排水するため、地下排水工を設置する。地下排水工の配置は解図 9-1 を参考とする。



解図 9-1 沢埋め盛土における地下排水工及び基盤排水層の設置例

支管についてはドレーン材を巻いた有孔管とするが、土粒子が管内に流入することを防ぐため、解図 9-2 に示すような、クラッシャーラン、単粒度砕石などのドレーン材を使用することとし、ドレーン材への土砂の流入を防止するため、吸出し防止材を設置する。



解図 9-2 地下排水工の構造例

(2) のり尻工

傾斜地盤上の高盛土や、湧水の多いのり面では、必要に応じ地下排水工と併用し、のり尻部にのり尻工を設置すること。

【技術審査で必要とされる書類】

- ① 計画平面図
1/500(縮尺)を標準とし、埋め立て事業の施行前の現況が記載されていること
- ② 計画断面図(縦断面図、横断面図)
1/500 以上(縮尺)、埋め立て事業の施行前の現況が記載されていること
- ③ 排水計画図
1/500 以上(縮尺)
- ④ 排水施設構造図、計算書(必要に応じ提出)
排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書類
図面には、排水施設の種類、材料が記載されていること
- ⑤ 流域図
1/5000 以上(縮尺)、流量、断面、容量の計算根拠が説明可能なもの
- ⑥ 地盤調査書(必要に応じ提出)
地盤調査の結果、軟弱地盤であった場合、対策工の措置を講じる書面
- ⑦ 安定計算書(必要に応じ提出)
法面の安定計算の内容を記載した書面
- ⑧ 構造計算書(擁壁)(必要に応じ提出)
擁壁の概要、構造計画、応力計算及び断面算定を記載した構造計算書